

TAX INFORMATION 税のたより

津島税務署からの お知らせ

●平成21年分所得税 確定申告書等の送付について

平成20年分所得税確定申告の際、「**タックスアンサー**」を利用された方(津島税務署、津島商工会議所または役場等からパソコンを使用して提出された方や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から提出された方)には、確定申告書および青色申告決算書等は送付しません。確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力するか、税務署の窓口等で受け取っていただきますようお願いいたします。

●電話音声およびファクシミリによるタックスアンサーの終了について

電話音声およびファクシミリ

リによるタックスアンサーのサービスは、11月30日をもって終了しました。

なお、インターネット(携帯電話サイト含む)によるサービスは、今後も引き続き時期に応じた税情報等を提供していきますのでご利用ください。

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署に電話のうえ音声案内に従い1番を選択すると、国税局の電話相談センターの職員が承りますのでご利用ください。

問い合わせ先

津島税務署

☎0567(26)2161

国税庁ホームページ

HP <http://www.nta.go.jp/>

税理士による 無料税務相談

日時

12月9日(水)

午後2時～4時
(一人30分以内)

場所

役場1階相談室

担当

東海税理士会津島支部所属

内容

相続、贈与、確定申告(消費税含む)などに関する税務相談全般

申込方法

税務課へ電話でご予約ください。

その他

・プライバシーは守られます。

・申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場税務課

内線175・176

税金の滞納処分

税金を滞納したまま放置していると、納期限までに納めた方との公平性を保つため、法律に基づき滞納者の意思にかかわらず滞納処分(差押)を受け、強制的に税金を徴収されることになります。

差押処分

本町においても、滞納の状況により、勤務先へ給与照会するなど財産調査のうえ、給与・不動産・預貯金・生命保険など各種財産の差押処分を行っています。

※平成20年度以前の税金に滞納のある方には11月に納付催告書を送付しましたが、まだ納付されていない場合は早急に納付してください。

納税相談

納期限までに納税できない事情がある場合は、納税方法等を収納課でご相談ください。

問い合わせ先

役場収納課

内線122・123

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時

12月12日(土)・13日(日)
1月23日(土)・24日(日)

午前8時30分～正午
午後1時～5時

場所

役場収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通口からお入りください。

問い合わせ先

役場収納課

内線122・123

固定資産評価審査委員会の委員が 選任されました

固定資産評価審査委員会の委員に中原利春氏を選任しました。



中原 利春 氏(砂子)

任期

平成21年12月27日から3年間

●固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関です。